

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

◇告 示 昭和四十七年鳥取県家計調査実施要綱
救急病院の指定
昭和四十七年四月鳥取県告示第三百四十号の廃止
中型まき網(一そうまききんちやく網)漁業に係る許可
の申請期間
土地改良事業の認可
" "
" "
都市計画法第六十六条による告示
開発行為に関する工事の完了
選挙管理委員会の招集

◇選管告示
◇雑 報
地方職員共済組合の昭和四十七年度事業計画及び予算の
要旨

告 示

鳥取県告示第三百五十五号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、
昭和四十七年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条
の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十七年の本県における農家、林家及び漁家以外の
世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得の推計及び諸種の施策立案の
基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別
に定める抽出方法によつて選定した二百五十二世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者世帯以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

昭和四十七年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、三の調査事
項中1及び2は被調査者が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員

が被調査者に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。

六 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出する。

1 家計簿 調査した月の翌月十五日まで

2 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部(調査員用)は調査終了後の所定の日まで

3 準調査世帯票 十月十五日まで

七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第三百五十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急病院を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市車尾一二九三ノ一 国立米子病院

鳥取県告示第三百五十七号

昭和四十七年四月鳥取県告示第三百四十号(牛等の出入及び移動を禁止する区域の指定について)は、昭和四十七年五月十一日限り廃止する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十八号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第二項の規定に基づき、中型まき網(一そうまききんちやく網)漁業に係る許可の申請期間を昭和四十七年五月十二日から昭和四十七年五月二十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(吉岡地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(大塚地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十一号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(延興寺地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第一類第二号 富安宮ノ下線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市吉方、大杵字八反田、字北崎、字代田、字一本木、字五万田、字横長及び字畑田、立川町五丁目、立川町五丁目字三反長、字下鳥見及び字上鳥見並びに岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免及び字辺田ヶ坪、大字

宮ノ下字下薨尾、字八反田、字以原、字以原以後、字内毛田、字八丁、字四反長及び字向畑地内

鳥取県告示第三百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年六月九日 鳥取県指令受都計第六百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市立川町五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

株式会社鳥取県開発事業団

代表取締役社長 森岡祐太良

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十七年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年五月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十七年五月十七日 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
 鳥取県選挙管理委員会委員室
 三 議題 昭和四十七年度明るく正しい選挙推進運動要領について

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和47年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和45年5月12日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和47年度事業計画及び予算の要旨

第1 事業計画

1 組合に属する地方公共団体の数等		
都道府県	46	支部の数 47
一部事務組合	16	所属所の数 9,565
地方開発事業団	5	
計	67	

2 組合員数給料（俸給）月額及び被扶養者数（年度末見込）

組合員の種類	一般	知事	短期	船員一般	船員継続	職員団体専従	組合職員	計
組合員数	人 344,419	人 45	人 3	人 1,279	人 2	人 294	人 2,327	人 348,369
給料（俸給）月額	千円 28,157,841	千円 8,325	千円 555	千円 101,653	千円 177	千円 23,727	千円 101,954	千円 28,394,232
同上組合員1人当たりの額	千円 82	千円 185	千円 185	千円 79	千円 89			千円 82
被扶養者数	人 575,858	人 86	人 9	人 3,114	人 5	人 750	人 1,186	人 581,008
同上組合員1人当たり	人 1.67	人 1.9	人 3	人 2.43	人 2.5			人 1.67

3 組合職員の数(年度末見込)

(単位:人)

経理単 位別	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人員	184	41	140	1,516	51	91	304	2,327

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健経理における負担金率及び掛金率

区 分	負 担 金 率		掛 金 率		保 健 率	
	短 期	長 期	短 期	長 期		
一 般 組 合 員	34.3	62.5	1.7	34.3	45	1.7
知 事 組 合 員	34.3	77	1.7	34.3	55.5	1.7
短 期 組 合 員	34.3	—	1.7	34.3	—	1.7
船 員 一 般 組 合 員	57.3	62.5	1.7	22.3	45	1.7
船 員 継 続 組 合 員	34.3	62.5	1.7	34.3	45	1.7

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

掛金率及び負担金率は、前年度どおりとする。予定損益計算書では、当期1,099百万円の不足を生ずる予定であるが、これの補てんについては、前年度からの繰越剰余金471百万円をあてるほか、不足金補てん積立金628百万円をとりくずすものとする。

(2) 長期経理

掛金率及び負担金率は前年度どおりとする。年度末資産総額は、前年度末より41,753百万円増加し、252,074百万円となる見込であ

り、その構成割合は流動資産及び長投資40% (100,830百万円)、不動産の取得及び不動産の取得のための貸付金19.5% (49,154百万円)、不動産の取得以外の貸付金40.5% (102,090百万円) となる見込みである。

(3) 事務経理

予定損益計算書では、8,310千円の不足を生ずる予定であり、これは前年度からの繰越剰余金による補てんするものとする。

(4) 保健経理

保健事業として、保健管理カードの作成、予防接種、人間ドック等の受診助成、医薬品等の配布、山の家、海の家を設置、球技大会等のレクリエーション行事等を実施する予定である。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所21及び結核病棟4を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として経営するものは、年度末には78施設となる予定である。

(7) 住宅経理

香川県支部において実施する。

取得面積5,646㎡であり、これを19口にわけて、同支部組合員に分譲する計画であり、1口当たり平均分譲予定面積は297㎡、平均分譲予定価格は5,100千円である。

(8) 貯金経理

宮城県支部ほか、13支部が実施する。年度末貯金総額は、16,894

百万円、件数180,920件となる見込みである。

(9) 貸付経理

年度末貸付総額は102,023百万円、件数136千件となる見込みである。

(10) 物資経理宮城県支部ほか、11支部が実施する。事業種目は、物品販売、物資購入幹施、食堂、理容、クリーニング等であり、本年度における商品売上及び施設収入の総額は5,114百万円となる見込みである。

第2 予 算

各経理単位別収支見込みの概況は、次のとおりである。

昭和47年度経理単位別収支見込み

(単位：百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	住 宅	貯 金	貸 付	物 資
(収入)										
負 担 金、掛 金	23,311	47,736	284	1,155						
施設収入、患者収入、商品 販売益					592	4,498				5,114
他 経 理 より 繰 入 金			155		2	271				
利 息、そ の 他 収 入	287	13,454	23	150	17	451	97	1,178	7,256	61
前年度繰越支払準備金	3,236	141								
前年度繰越責任準備金		209,944								
計	26,834	271,275	462	1,305	611	5,220	97	1,178	7,256	5,175
(支出)										
給 付 金	23,942	19,404								
役 職 員 給 与			271	38	215	1,497			103	315
薬品、医療材料、飲食用材料					276	1,445				132
商 品 仕 入						113				
支 払 利 息						378	2	1,061	6,909	24
他 の 経 理 へ 繰 入		95		334						
そ の 他 の 支 出			199	821	114	1,583	95	110	244	4,663
次年度繰越支払準備金	3,991	156								
次年度繰越責任準備金		251,620								
計	27,933	271,275	470	1,193	605	5,016	97	1,171	7,256	5,134
差 引 当 期 利 益 金	△ 1,099		△ 8	112	6	204		7		41
年 度 末 支 払 準 備 金	3,991	156								
年 度 末 責 任 準 備 金		251,620								
年 度 末 積 立 金	1,113		92	414	203	1,856		192		99
年 度 末 剰 余 金			24	708	59					